

小美玉市告示第124号

小美玉市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の一部を改正する告示

小美玉市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成21年小美玉市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（事業実施期間）

第14条 この告示の実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小美玉市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱(平成21年小美玉市告示第76号)新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(事業実施期間)</u> 第14条 <u>この告示の実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする</u> (その他) 第15条 (略)</p>	<p>(その他) 第14条 (略)</p>